

愛川町請負工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、愛川町が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公共工事の品質の確保等を図るため厳正かつ的確な評定を実施し、もって請負業者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、1件の設計金額が200万円以上の工事について行う。

(評定者)

第3条 第2条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 愛川町契約規則（昭和39年愛川町規則第9号）第43条の規定による監督員（以下「監督員」という。）
- (2) 当該工事を担当する課の課長（以下「担当課長」という。）
- (3) 愛川町契約規則第45条の規定による検査職員（以下「検査員」という。）

(評定の方法)

第4条 評定は、「愛川町請負工事成績評定採点基準」により、工事ごとに監督又は検査で確認した事項に基づき、的確かつ公平に行う。

- 2 評定結果は、工事成績採点表（第1号様式。以下「採点表」という。）に記録する。
- 3 評定は、評定者ごとに独立して行う。
- 4 手直し工事確認後の評定は、行わない。

(評定結果の報告等)

第5条 監督員及び担当課長等は、工事完成後及び出来形査定後に評定を行い、採点表を検査時に検査員へ提出する。

- 2 検査員は、検査後に評定を行い、当該工事の評定点（採点表の評定点合計。以下「評定点」という。）を算定し、評定結果を検査事務を主管する課の課長（以下「検査主管課長」という。）へ報告する。
- 3 検査主管課長は、採点表の写しを付して評定結果を担当課長等へ通知する。

(評定点の請負者への通知)

第6条 前条第2項による評定結果の報告等を受けた検査主管課長は、工事成績評定通知書（第2号様式。以下「通知書」という。）により、評定点を遅滞なく請負者に通知する。

(評定点の修正)

第7条 検査主管課長は、第6条の通知をした後、当該評定点を修正する必要があると認められる

場合は、修正しなければならない。

2 検査主管課長は、前項の修正を行ったときは、その結果を遅滞なく請負者に通知する。

(説明請求)

第8条 前条による通知書を受けた請負者は、受理した日から14日以内に書面により、検査主管課長に対して評定点について説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

第9条 検査主管課長は、通知書を受けた請求者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに工事成績評定に係る説明書(第3号様式)により回答する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に成績評定を行う工事について適用する。